

鳥取県告示第 413 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
日本プランニング 有限会社 代表取 締役 山田 俊彦	鳥取市千代水 三丁目 75	日本プランニング有 限会社 指定訪問介 護事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東 二丁目 159-2	介護予防訪 問介護	平成 20 年 6 月 1 日